

中国「国防教育法」の制定と施行

——軍民関係制度化の意義と限界——

弓野正宏*

「国防教育は赤ん坊のときから始めよ」

——鄧小平——

「国防教育を強化し、全民族の国防意識を増強させよう」

——江沢民——

1. はじめに

「国防教育を強化し、全民族の国防意識を増強させよう。」中国の江沢民前国家主席が揮毫したのは、1992年5月12日の事である⁽¹⁾。それから十年余り、中国において「全民族の国防意識」は増強されたのだろうか。少なくとも政策レベルにおいては、「全民国防教育」の普及と浸透が叫ばれ、制度化が推進されつつあるように見える。歴史を回顧すれば、中国の歴代指導者が何度となく国防教育の重要性に言及してきたことが想起されよう。しかし、国防教育の国民全体への実施が求められ、具体的に法制化の作業が開始されたのは冷戦が終わった1990年代後期以降であった。特に江前国家主席の下で中国政府は、国防教育の制度化に取り組んできた。そしてその一つの形として結実したのが2001年4月に施行された「国防教育法」なのである⁽²⁾。江前主席の揮毫から既に9年を経ている。「国防教育法」の制定と施行をもって中国において国防教育は法的に義務化され、制度化への一歩を踏み出したといえよう。

こうしたプロセスを考察するには中国のおかれた時代背景を考えねばならない。1990年代は、中国にとって経済発展への千載一遇のチャンスで

あると同時に政府指導部、特に軍指導部にとっては危機感が高まった時期でもあった。指導者が度々口にする「平和と発展」という時代テーマはこの両者間でのバランス感覚の重要性を示唆している。「国防教育法」はそうした時代背景のもとに起草されたのである。しかし、指導者の危機感がなぜ経済発展が軌道に乗り始めた90年代になって高まったのか。そしてそれが「国防教育法」制定のプロセスにどう影響し、どのような形で条項に盛り込まれたのだろうか。こうした疑問は同法制定の要因を考える上で重要なポイントとなる。

「国防教育法」制定とその普及活動は軍と民衆の関係、すなわち軍民関係のありかたの再構築を意味し、制度化への志向の表れでもあった。国防教育のアクターを考えると、それは党・軍・民の関係でもあり、三者関係の再編にも結びつく。欧米で言われる政軍関係(Civil-Military Relations)の一部分という考え方もできる。つまり政軍関係を中国に当てはめて考えるならば、共産党と軍の関係、すなわち党軍関係と、軍と民衆の軍民関係という2つの二者関係から捉えられる。欧米で議論される政軍関係は、主として文民統制という軍コントロールの問題が焦点となっている。中国ではそれはまさに党軍関係だが、選挙で指導者が直接選ばれる訳ではないため、国民による間接的な軍コントロールというフィクションは存在

* 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

しない。それにもかかわらず、軍による大衆動員体制は連綿と続いてきたこともあって軍と民衆の関係はそれほど乖離してはいない⁽³⁾。それゆえにもうひとつの二者関係、つまり軍民関係を考えねばならない。そこで本稿では「国防教育法」を軍民関係の側面に焦点を当てて考察する。

中国では近年、「国防の近代化」の掛け声の下に、これまでの民間防衛制度であった「人民防空」制から国防動員体制への改編に合わせて、国防教育をその中に位置づける試みが行われている。それは軍民関係の制度化、法制化という側面において顕著である。軍民関係を制度的に位置づけることは、政軍関係論の軍における政治思想統制の側面で職業専門化の進展を意味する。欧米の議論では専門職業化の進展は軍の「政治からの撤退」を意味するが⁽⁴⁾、この「国防教育法」制定プロセスはその逆を行っている好例であろう。軍は政治への介入の意義と可能性を国防教育に見だし、「撤退」よりもむしろ「介入」、制度化を志向しているのである。そこで本稿ではこうした論点を明らかにしていくために、次のような手順でその分析を試みる。

まず、「国防教育法」制定プロセスを概観し、軍のイニシアチブで同法が起草されたことを確認する。そして同法制定には、国内のみならず国際的要因の変化が大きく影響した点を検証する。更に議論の盛り上がりが見られる「国防教育日」制定についても触れる。中国政府が推し進めようとしている国防教育の「国防」たる所以は何か、何(どの国)からの国防か、という点が「国防教育日」制定プロセスにおいて焦点になったと考えられるからである。

次に、同法制定の背景には指導者たちにどのような危機認識があったのかを分析する。ここでは国内要素と国際環境の要素という2つの側面からその要因を考察する。通常、中国の安全保障観についての考察では、国内要素をその分析範疇に加えることは稀である。しかし、中国の安全保障観を国防観との関係で考察する場合、時代、社会の変化の中で軍の役割や地位が変化し、国民の国防観に軍部が危機感をもったという事実は無視できない。そう考えると、「国防教育法」が国民との関係において意図することが明確になろう。つまり国民に危機意識を持たせ、国防観側面の教育

を強化することで、祖国や共産党、解放軍に対する理解と愛着を再強化し、国民に「革命的伝統」と国防の必要性を再認識させるという意図である。また最終的には国防教育を通じて国民統合を成し遂げようという志向であろう。こうした意図を分析することで前述した同法制定のプロセスと問題の背景が明らかになるであろう。

また、法の条文では何が盛り込まれたのか、盛り込まれなかったのか、政府が同法制定によって国民に何を求めているのかを検討する。そして政府や軍部が制度や活動、キャンペーンを通じて法規を全国的に普及させるべく働きかけている状況を概観する。そしてそのような国民動員へ働きかけの中で存在する問題点、限界を考察する。

2. 「国防教育法」制定プロセス ——「全国防教育」実施への志向

「国防教育法」の制定プロセスは草案起草の段階から紆余曲折を経ている。江沢民は天安門事件以降、政権、軍権を握るプロセスにおいて国防教育の制度化を進めようという意図を表明していたものの、当初は国内的に法制化への土壌が出来ていなかったこともあって制度導入は遅々として進まなかった。しかし、鄧小平から政権を引き継ぎ、権力基盤を固める中で徐々に制度化が推進された。彼は上海市長を務めていた1980年代に、上海市において国防教育制度を導入している。当初は80年代中期の「百万人兵員削減」潮流の中で、国民に対する軍への支持要求や退役軍人の待遇改善が模索されていたものの国民全体への普及には至っていなかった⁽⁵⁾。しかし「国防教育法」制定が実行に移される90年代中期頃から徐々に、国民全体に対する「全国防教育」の実施が志向されるようになっていった。

そこで「国防教育法」の制定が軍部のイニシアチブによって実行された点を明確にするため、以下では軍の立法権の権限と同法制定との相関関係に注目しつつ同法制定プロセスの検討を進める。議論が起こった「国防教育日」制定にも論及する。

2.1 軍関係法規の立法権

中華人民共和国憲法は立法権について全国人民

代表大会が「最高国家権力機関」(57条)であり、「全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員会が立法権を行使する」(58条)と規定している。しかし、軍関係法規の立法作業にあたる政府組織は通常の立法プロセスに関わる組織とは異なっている。1990年4月に公布された軍立法プロセスを初めて規定した「中国人民解放軍立法手続き暫定条例」⁶⁾(以下、「暫定条例」と略称)が立法作業の典拠となっている。「暫定条例」が規定する立法プロセスへの参与組織は「中央軍事委員会及びその各総部、国防科工委、各軍兵種、各軍区の職権範囲において軍事法規、軍事規章の制定活動に適用される」(2条)とされている。つまり、「国防教育法」は中央軍事委員会(以下、「中央軍委」と略称)がその制定権を持つことになる。

しかし、ここで留保しなければならないのは「暫定条例」は軍関連法規の制定プロセスを規定し、軍立法権を記したに過ぎない点である。国防教育が青少年を中心とした国民全体に対する教育と関わるが故に、厳密にはこれが「国防教育法」制定のマニュアルとして完全に当てはまるわけではない。同条例の対象は軍であって一般的法規とは一線を画すからである。当時はまだ「中華人民共和國立法法」も存在せず、法制定権限が明確でなかったし、2000年に「立法法」が制定された後でさえ軍関係法規は条本文に明記されず、第6章の「附則」に組み入れられたに過ぎない。こうした点からも中国の法体系において軍関連法規は非常に特殊な位置に置かれていることが判る。ただ当然ながら同法が適用される組織範囲には、軍以外も含まれ、特に国防教育には教育機関が関係する。もし、国防教育の対象が単に軍内部に限られるのであれば、軍系高等教育機関がその任を負い、教育部を中心とした政府教育部門はその管轄外となる⁷⁾。ただ想定される「全国防教育」の実施には、教育部を中心とした地方政府をも含む政府各部門との協力関係が必要になり、国防教育を国民に普及させるためのプロパガンダ工作には宣伝部が、予算配分・策定には財政部が関わることになる。そうすると「暫定条例」の中の「国防建設の領域に属し、地方の人民政府、社会团体、企業事業、公民に関わる軍行政法規の調整は中央軍委と國務院、軍事委員会各総部⁸⁾、国防科工委と國務院の関係部門が共同で設定する」(4条)

という条文からも明らかなように軍と他部門間の協力関係が重要になる。「暫定条例」の軍と國務院各部門の共同作業についての条項が、「国防教育法」起草作業のプロセスにもそのまま反映されていると考えられよう。こうして、中央軍委法制局が、実質的に立法作業を取り仕切る形で、國務院関係部門の調整を行い、草案策定作業が進められたと断定できよう。

中央軍委は毎年度、初頭に年度立法計画を策定しており、「八五」、「九五」、「十五」のそれぞれの5カ年計画期間中にも軍法規、規章の制定工作の組織化を進めている。「国防教育法」も他の法規と同様にこのような立法プロセスのルールに乗せられた⁹⁾。中央軍委の草案作成の具体的組織として中央軍委法制局¹⁰⁾が「国防教育法」起草工作の具体作業を担い、その草案は中央軍委辦公庁名義で全国(省)の人民代表大会辦公庁に通達されたのである。

2.2 「国防教育法」草案の起草作業

「国防教育法」制定への経緯は次の通りである。そもそも国防教育強化の起点は1989年6月の天安門事件といわれるが、実はその前から学生を対象に軍事教育は行われていた。「兵役法」の第8章には「高等教育機関(院校)の学生はその就学期間に必ず基本的な軍事訓練を受けなければならない」と規定されている。これに基づいて85年1月には「高等院校軍事課教学大綱」が出され、大学1、2年生には必修科目として年32週間、合計128(学)時間の軍事教科学習が課された¹¹⁾。86年6月には軍事教練¹²⁾の試験ポイント工作強化を求める「緊急通知」が出された¹³⁾。そして69校がポイント校に指定され翌年までに軍事教練の実施が求められた。87年には107校に増やされた。そして89年の天安門事件以後の8月に出された通達には143校での実施が記された。ただこの時点では国防教育とは大学生を中心とした軍事教練を指し、青少年全体への普及は意図されていない。

それが進展するのは1993年末から94年にかけてである。「国防教育法」草案作成作業は93年3月には始められた。その11月には全人代軍代表の求めに応じて「国防教育法」の起草作業開始の提案が承認され、翌年1月「八次全人大常委立法

計画」に「国防教育法」が立法プロセスに乗せられる旨が記された。第八次全人大で立法プロセスの俎上に載せられた152項目の案件のうち15件が国防関係であった。同年公布された「愛国主義教育実施綱要」や「中国教育改革・発展綱要」の中にも国防教育の計画や必要事項が記された¹⁴⁾。

しかし、法案制定作業をより詳細に検討すると、それほどスムーズに作業が進展したわけではないことが判る。同法制定が1996年に中央軍委が通達した「第九次五カ年計画」期間の立法案に組み込まれ、97年3月14日の第八次人民代表大会第五回会議で「国防法」が採択されて初めて本格的に着手されることになったという過程がある¹⁵⁾。その意味では中国でよく言及される「党と国家はかねてから全国民国防教育を重視してきた¹⁶⁾」という文言を鵜呑みにできない。党13, 14, 15大報告で国防教育の必要性が強調されたにもかかわらず、具体的で系統的な国防教育義務化への措置は採られなかった。また系統的な管理・指導組織も存在しなかった。それゆえ毛沢東、鄧小平、江沢民の指導者三代によって国防教育が重視されてきたという言説に説得力はなく¹⁷⁾、「国防法」が採択された翌年の98年6月になってやっと「国防教育法」制定を第九次全人大常務委員会の立法計画の項目に入れることを決定した¹⁸⁾。そして12月に立法草案の起草プロセスに組み入れられたことで法制化への俎上に載ったのである¹⁹⁾。更に具体化されたのは、98年12月に中共全国人民代表大会党組が「九次全国人大常委立法計画」の89件の案件の一つに組み込んでからである。

しかしこうした作業プロセスの加速は外部環境の「深刻化」を待たねばならない。バルカン半島の政治情勢悪化が指導者の安全保障観に変化をもたらした。江中央軍委主席は1999年1月に「中央軍委1999年立法計画」に署名した。これを受けて実地調査が行われ、「国防教育法」の起草が開始される軍事法項目の一つに決定されたのである。そして起草作業は3月に中央軍委の批准を経て、中央軍委法制局、国家教育部、総参謀部動員部、総政治部辦公庁、國務院法制辦公室が共同で「国防教育法起草辦公室」(以下、「起草辦公室」と略称)が組織されて始まった。こうして國務院法制辦公室、教育部、総参謀部動員部、総政治部群工局、中央軍委法制局から選抜された幹部が国

防教育法の起草作業についての検討を始めた²⁰⁾。「起草辦公室」が設立されると、各省、自治区、直轄市等関係部門の協力のもと資料収集や調査が行われた9つの省や市で立法関係の座談会が50回余りにわたり開かれた²¹⁾。

2000年8月2日付『人民日報』紙上で中央軍委法制局の王黎紅は「八・一」建軍節を前にして立法調査や分野ごとの論証、草案の模擬作成、各方面からの意見募集を行った上で「国防教育法」の初期草案が出来上がったことを指摘している。これはこの時期には作業が大詰め段階に入ったことを示す²²⁾。続いて12月初頭に國務院の常務委員会会議(第34回)が開かれ「国防教育法」と「中国人民解放军現役軍官服務条例修正案」草案が審議された²³⁾。12月12日、國務院と中央軍委は共同で全国人民代表大会に、「中華人民共和國国防教育法」に関する法案審議を始める議案を提出し、22日に中央軍委の副主席である遲浩田國務委員兼国防部長が国防教育法の草案に関する説明を行った²⁴⁾。

法規構成の具体的審議は、第九次全国人民代表大会常務委員会第19回会議において行われ、6章38カ条という構成が示された。会議後、法制委員會は中央の関係部門や軍隊や地方等に広く意見を求め、委員會は二度にわたって検討会議を開いて、修正意見をまとめた。ある委員は会議において全国展開している国防教育工作が滞りなく行われるためには国防教育関連組織については原則規定のみにとどめるべきだと主張した²⁵⁾。こうした意見が部分的に汲まれ中央指導機関が作業を実施する際には、全国規模の国防教育作業と平行、協調して行うよう規則が修正された。学校教育では様々な年齢、年代の学生に合わせた形式で教育を進めるよう規定した。つまり上層部による独断決定を避ける方向で一致し、ある程度フレキシブルなものとなった。

2001年4月26日に国防教育法草案の審議が行われた。その中で委員たちは国防教育の展開方法、組織、経費の保障等の問題について議論した。範敬宜委員は国防教育と愛国教育の結合の必要性を主張し、陳癸尊委員は機構設立について7条に組み入れる旨を主張した。谷善慶、劉亦銘の両委員は経費について明確に条項に書き入れるよう求めた²⁶⁾。その後、4月28日に第九次全国人民代表

大会常務委員会の第21回会議において全国人大法律委員会の張緒武副主任が「国防教育法」草案についての審議結果について報告を行い、賛否の投票が行われた。そして賛成131票、反対1票、棄権5票という圧倒多数で可決された。可決された同法案は中華人民共和国国家主席令第52号として公布された。

この法案起草プロセスに関与した中央軍委法制局の王黎紅は「国防教育法は国防の基礎を建設して、確固たるものにし、民族の凝集力と全民素質を高める重要なチャンネルである。新世紀にあたり歴史経験を総括し、未来の発展に即して中国の特色のある国防教育法を制定することが十分に必要である」と、その意義を強調している²⁹⁾。

同時に全国規模で30の省、自治区、直轄市において国防教育指導機構が設立され、現地党、政府の指導者がその責任者に就任した。これらの機関では教育、宣伝、民政、司法、財政、文化、軍事等の部門の人員がメンバーを構成した。さらには地方独自の国防教育関連法規も制定された。

地方の国防教育関係法規では1983年3月に山西省において導入されたものが最も早く³⁰⁾、2001年の「国防教育法」公布前後までに全国31のうち26の地方政府（直轄市・省・自治区）において国防教育関連法規が定められている³¹⁾。例えば北京市では国防教育工作は「ずっと各レベルの党委員会、政府の高い重視を得てきた」³²⁾のであり、1993年7月に「北京市国防教育条例」とその実施細則が公布された。98年3月の「国防法」施行1周年時までに全国500カ所余りの都市で宣伝活動が行われ、23の自治体で党や軍の幹部が街頭宣伝に加わった³³⁾。

2.3 「国防教育日」の制定

「国防教育日」とはどのような日だろうか。「国防教育日」制定の必要性が主張される理由の一つは世界各国では同様の記念日があるのに中国ではなぜないかという点である。制定論者はハンガリー、チェコ、ポーランド、ベトナムに「国防日」があると主張する³⁴⁾。米国でも12月7日の真珠湾攻撃を追悼し、「国難日³⁵⁾」として毎年記念式典が行われている。ロシアでも5月に盛大な反ファシスト勝利記念行事を行っているし、6月22日の独ソ不可侵条約の侵犯（1941年）をもって

「ドイツ対ソ侵略記念日」としている。フランスも1997年に公布された「国民兵役法」に依拠して、毎年10月の徴兵を前にして各地で「国防準備日」活動を実施する。

このように世界各国の状況を見ると、中国が国防記念日を設けても不思議はない。また、「教師の日」、「緑の日」、「土地の日」、「植樹節」、「科学節」が設置されているのに、なぜ「国防の日」だけが無いのかという声上がるのも理解し易い。

では中国において「国防教育日」はどのように位置づけられるのか。国防教育辦公室の責任者は「江沢民国家主席の『三つの代表』という重要思想を指導思想として毛沢東、鄧小平、江沢民同志の国防建設と国防教育に関する重要な論述をより深く宣伝し、目下の任務と形勢を緊密に結び付けて『国防教育法』を主とする内容宣伝を行って全国防教育を強化し、国防建設への責任感を強化し、支持することで国防義務履行の自覚を向上させねばならない」という。

「国防教育日」は「全国防教育日」とも称されるが、これをいち早く記念日として法定化することを提起したのは軍事科学院戦略研究部一室の王衛星副主任とされている³⁶⁾。王副主任は1998年6月に専門報告書という形で正式に「全国防教育日」制定を提起し、軍委の注目を浴びた。彼は「全国防教育日の設立によって、公衆の祝日という形を通して多くの民衆が参加し、毎年一度、普遍的に国防教育を行うことができるようになる³⁷⁾」と述べる。法定記念日化には次のような役割が期待されているという。

まず、指導幹部の国防観念を強化し、憂患意識を持たせる事が可能になるという。同時に社会各団体により国防教育が行われ、社会的な雰囲気醸成が可能になるという。多くの民衆が国防に関心を持つようになって国防に献身する良好な心理を育て、中華民族の「凝集力」を強化し、社会主義精神文明建設推進に利するとも目される。またこの「教育日」は、8月1日「建軍節」よりも広範で、軍に止まらず、全国民に対する動員力を持つ。こう考えると「国防教育日」は「お上」による庶民（中国語では「老百姓」）の国防領域における政治思想工作、教育、プロパガンダを実施する日ということになる。国民の一体化を図る日、つまり「国防教育日」を通じて国民統合を図るとい

う意図が明らかである。

しかしこうした為政者の意図とは裏腹に、実際には日頃の行事の再確認がせいぜいであろう。それはこの「国防教育日」制定プロセスを考察すると論点が浮かび上がってくる。というのも「教育日」設定に関して論争が起こり、「国防教育法」中に組み入れるのが間に合わなかったのである。2001年4月に「国防教育法」の草案が採択された数カ月後の8月31日に、第九次全国人民代表大会の常務委員会は23回目の会議で「全国防教育日制定に関する決定」を最終的に採択した。そして最終的に毎年9月の第3土曜日を法定「国防教育日」とすることが決まった⁽³⁹⁾。この「教育日」制定に際して議論が分かれたのは日付の問題だった。最終的には9月の第3土曜日と決められたが、草案段階では9月7日が候補となっていた。全人代の聶力、張懐西等の委員は「全国防教育日」を北京議定書締結の9月7日にすべきだと主張した⁽⁴⁰⁾。審議の過程で論争となったこともあり、最終的には具体的な日付設定は避けられた。教育的意義や、一国を対象とすべきではないこと⁽³⁸⁾、そして土曜日という学校・社会活動への利便性が考慮されたのである。こうして制定された「国防教育日」には「幹部の講演、軍事見物、射撃体験」等の宣伝工作が展開されるようになった。しかし同時に活動の形骸化を生み、形式主義の改善も主張されている。

3. 「国防教育法」制定の動機及び背景 ——軍指導部の危機感

「国防教育法」が制定された背景には変容する社会への軍指導部の危機感があった。法草案の審議段階で噴出した各委員の疑問や問題提起はそうした危機感の一端を窺わせる。科学技術面で軍近代化に貢献してきた聶力委員は「現在の形勢は我々に『治にいて乱を忘れず』と警告する。国防教育法の立法は不可避だ。我国の改革開放の深化と順調な経済建設を保障するためには我国があるべき社会的地位を持つことが重要だ」と述べた⁽³⁹⁾。また、張連忠委員は「国防教育の内容はレベルごとに細分化しなければならず、国際戦略形勢とわが国の安全保障環境についての教育を強化せねば

ならない」と主張した⁽⁴⁰⁾。また法草案の問題点を挙げ、「草案はまだ具体的でなく、柔軟性に欠ける。国防教育の内容に対しては国防教育の機構を設置し、経費を配分し、人員を配置し、教材を編集することを明確に規定するべきである。さもなければ法があっても実施されないし、その効力が発揮されない⁽⁴¹⁾」という意見も存在した。このような(軍)指導者の危機感が「国防教育法」立法化、そして国防教育義務化、制度化を促進した。一致しているのは国民の国防意識低下への危惧であり、この傾向はいくつかの側面で顕著であった⁽⁴²⁾。

3.1 国内政治状況への危惧

中国の安全保障にとって国内の懸念要因として最も深刻だと考えられたのは「国防意識の低下」や「薄まり(淡化)」傾向であろう⁽⁴³⁾。経済発展に伴って人々の生活が豊かになり、政府、党幹部の間に「革命的伝統が顧みられなくなっている」という懸念が高まっていた。「国防教育法」草案を審議した全人大常務委員会の聶力、張懐西等の委員たちは正にこうした危惧を持って法案制定の必要性を痛感していた。事実次のような事象は経済の重要性が突出化するにしたがって、軍(及び軍事や政治自体)の社会的地位が低下していることを暗示している。ある大都市の軍事指導機関は市の最大ショッピングセンターから30メートルと離れていない、福州市の防空壕は全国最大の地下防空道と称されるものの、このかつての「福建前線秘密防空施設」は既にショッピングセンターとして全面開放されたと懸念すると報道している⁽⁴⁴⁾。

民衆と軍の関係に齟齬が生じているか否かはともかく、民衆が政府のプロパガンダや上からの押し付け教育に白けていることは明らかである。これは一部の革命記念館や革命遺跡等の「愛国主義教育基地」や「国防教育基地」の集客状況にも如実に現れている。例えば、『中国国防報』が掲載した国防調査に関する記事によると、陝西省西安市にある西安事変記念館は5月のメーデー前後の「ゴールデン・ウィーク」でさえも入場者が一日わずか146人であったし、八路軍西安辦事処に至っては80人余りであった⁽⁴⁵⁾。

建国の歴史を記念する「国防教育基地」の管理

問題も深刻で、ひどい場合には破壊放置されている。「人民防空」施設⁽⁴⁶⁾の破壊等各種の違法事件は、「人民防空法」が施行されてからわずか3年余りの間でも900件以上発生し、被害額は1億6000万元に達したという。

軍入隊志願者の減少も深刻である。職業としての軍人の不人気を象徴する例として、東北地域のある学校の調査で350人の小中学生に将来の仕事についての無記名アンケート結果が挙げられる。そこで大きくなったら軍人になると答えたのはわずか7.6%に過ぎず、親が自分の子供を軍人になりたいという回答もわずか6.4%だった。北京軍区が3大学で行ったアンケートでは、卒業時に「軍に入り国に報いる」と記入したのは10%。大部分が「外国に行って造詣を深める」とか「外国企業へ就職」と答えた。ただこれは至極自然な心理の発露ともいえる。古から巷に伝わる「良い鉄は釘にならず、好い人は兵にならず」という諺は云い得て妙であり、平和な時代に兵役への強い憧憬や志向が存在することはない。それゆえ兵役ブーム、「参軍熱」が起こって兵士が人気職となっても、それは職業としての軍人という選択であり、功利主義的な動機に基づいている。青少年に対して行われたある世論調査の結果、青少年は国防に関する情報に関心が低く、特に女性に関心が低い事が判った⁽⁴⁷⁾。国防関係情報に注目していると答えたのはわずか6%。国防問題に「余り関心ない」が42.5%、「関心がない」6.9%、「時間がない」27.8%、「メディアがない」20.7%であった。実に9割が余り関心ないか情報に接していないことになる。

国民の国防意識低下だけではなく法的規範や指導期間といった統一システム欠如も問題だと指摘された。1980～90年代に全国各地で相次いで国防教育関連の組織が設立されたにもかかわらず、中央での統一組織の欠如は国防教育の徹底化やその監督・管理機関の不在を意味した⁽⁴⁸⁾。一部の地域では国防教育従事者の地位が保証されず、職能範囲も明確でなかった。活動が継続されることもなかった。それゆえ一部の基層レベルで存在するような国防教育資料や単一内容の欠如、「ごった煮」⁽⁴⁹⁾というような問題を体系化する必要があった⁽⁵⁰⁾。

3.2 国際安全保障環境への懸念と対策

国内的要素だけでなく国際環境も指導者の危機感に拍車をかけた。中国の軍指導者が1990年代世界各国で勃発した紛争を概観し、自己のおかれた国際安全保障環境を見渡して危機感を抱いたのである。イラク戦争、コソボ紛争の勃発を待つまでもなく⁽⁵¹⁾、かつて鄧小平が述べたような「強権政治、覇権主義は存在し、世界は決して安寧ではない」という一言は軍を中心に指導者たちの心に深く刻まれていた。特にこうした一連の国防教育は、江沢民がそのイニシアチブを持っていたと考えられる。それは当時上海市委書記であった江が1988年10月25日に『解放軍報』に「国防教育を思想教育の総体系に組み入れよ」と題する論文を寄稿していることから判る⁽⁵²⁾。江は「国が存在してこそ国防がある。国防教育は長期的に行っていかなければならない。公民の終身教育としてするのだ。『一陣の風』ではだめだ。情勢が緊張すれば行い、そうでなければしないというのはだめだ」と述べている⁽⁵³⁾。このような彼の懸念は天安門事件を経て現実味を帯びる。上海に国防戦略研究所が設立されたのもそうした姿勢の裏付けともいえよう⁽⁵⁴⁾。江のこうした態度は、天安門事件以降、彼が元老から推されて中央指導部入りした際に、軍の支持を取り付けるのにも役立った。少なくとも92年秋に楊尚昆、楊白冰ら軍実力者を排除するまでは軍の支持が欠かせなかった。軍は国防軽視に懸念を深めていたからである。92年鄧小平の南巡講話後、経済成長が加熱し始めたために「平和と発展の時代」とはいうものの「発展」ばかり強調され「平和」の側面、つまり安全保障問題には背が向けられてきた。それゆえ天安門事件以降、学生への軍事教練は続けられていたものの、国際的な安全保障環境が国内の国防教育に直接影響を与えることは皆無であったし、その両者が結び付けて考えられることはなかった。

しかし1990年代半ばごろから台湾海峡ミサイル演習や日米同盟のガイドライン見直し等、安全保障面で懸念すべき動きが活発化した。上海協力機構の構築等に見られるように、安全保障を巡っても動きがあったが⁽⁵⁵⁾、それ以上に国防教育制度の形成を加速させたのはコソボ危機であった。99年5月8日にベオグラードの中国大使館へのNATO軍の「誤爆」もそうした懸念を現実化さ

せた。『人民日報』は「西欧人の砲弾は三つの中国人の生命を奪い、中国人全部の心を震撼させた」と報道し⁶⁰⁾、米大使館前には数千人規模の学生が詰め掛けてシュプレヒコールや投石を繰り返した⁶¹⁾。

すでにこの時期には「国防教育法」起草作業が始められており、事件を受けて国防教育法起草工作辦公室は山東省、福建省、江蘇省に調査グループを派遣し、同法起草との関連から聞き取り調査を行った⁶²⁾。その中である市長は次のように国防強化の重要性について語った。「NATOの爆弾は我々の大使館を爆撃し、爆発で目を覚まされた。血で贖った事実は我々に、精力を集中しなければならず、経済建設実施は両目が高層ビルを作ることに向いているだけではだめで、人民防空建設にも力を注がねばならないことを示している。大衆生活の豊かさの希求だけでなく、戦争が我々の生活と離れてはいないことを片時も忘れてはならない」と。別の書記は「我々は決して経済ばかりに気をとられ国防を忘れてはならない。市場に入り、武装を失ってはならない」と述べた。つまり外部環境の変化に後押しされる形で「国防教育法」立法作業が促進されたのである。

4. 「国防教育法」施行と普及活動 ——国防教育の制度化

「国防教育法」は、国民への国防教育の義務化とその履行怠慢への罰則規定という2点で新たな軍と民衆の関係を規定した。そしてそれを梃子に国民としてのナショナル・アイデンティティ再構築を意図し、国民統合を目指すものでもあった。以下では法規の内容を検討し、同時にその制度化の詳細を検討する。

4.1 「国防教育法」の内容：義務化と罰則の強化

この草案作成プロセスで重要視されたのは国防教育指導機関の問題や、小・中学校、高校、大学等教育機関での国防教育の問題、「全国防教育日」設定の問題、国防教育基地建設と管理強化の問題、国防教育に関する法律責任の問題等である⁶³⁾。

中国国内において既存の法条項では、中国憲法

第55条が国防への参画は国民の「光榮な義務」と規定していた⁶⁴⁾。しかし条項にもかかわらず1980年代以降、改革開放路線が軌道に乗り、経済発展が進むと、そうした「義務」が顧みられることはなかった。冷戦が終結し「国防法」が97年に施行されると、国防義務についてより具体的に「公民に国防意識を持たせ、愛国主義精神を発揚させる。また自覚的に国防義務を履行するようにする。国防教育は全社会の共同責任であることを普及させ、強化する⁶⁵⁾」と規定され、国民に対して国防意識の向上が求められるようになった。ただ、このような国民に国防の義務を課す憲法は世界各国を鳥瞰すれば、中国が例外なわけではない。国防の義務は兵役義務と置き換えて考えることも可能であろうが、世界50カ国以上において国防面で国民に対して何らかの義務が成文化されている⁶⁶⁾。アルバニアやスーダン、ポーランド、アゼルバイジャンでは「国への忠誠」も明文化されている⁶⁷⁾。

この法条項には、内容としてどのような問題が意図されたのか。国防教育法は、わずか4500字であるが「無数の人々の全国防教育の普及と強化への情熱を秘め、共和国全ての公民の強大な国防を建設するという共通の願いが託されている」（王黎紅）のであった⁶⁸⁾。

まず、同法は総則である1章に始まり「公布日を以って施行される」とだけ記された6章に終わる。第2章では「学校国防教育」について、第3章は「社会国防教育」、第4章は「国防教育の保障」、第5章は「法律責任」について記す。総則は同法制定の目的について「国防教育を普及強化し、愛国主義精神を発揚させ、国防建設と社会主義精神文明建設を促進する」（1条）としており、「国防教育は国防の基礎を建設して堅固にするものであり、民族凝集力を増し、全民の素質を高める重要なチャンネルである」（2条）といわゆる国民統合の問題を「民族凝集力」という言葉を使い定義する。

以下ではこの「無数の人々の共通の願い」が体现された「国防教育法」の内容を検討する。

4.1.1 義務化

「国防教育法」施行は国防教育の義務強化を意図している。この目的は「国防教育を通じ公民が

国防観念を強め、基本的国防知識を把握し必要な軍事技能を学び、愛国の熱情を強く喚起させて、自ら国防義務を履行させるようにする」(3条)である。「軍事技能」とは、「国防教育法起草辦公室」の責任者曰く、防原子、防化学、防生物兵器の知識と個人用防護器材の使用法、人民防空、戦場救護活動等の知識、射撃、手榴弾投擲、刺殺方法等の軍事訓練、落下傘、航海、運転等の「運動」である⁶⁵⁾。

その実施は「国防教育は全民の参与、長期的に堅持、実効ある方針を貫徹し、通常教育と『集中教育』の結合、『普及教育』と『重点教育』を結合し、理論教育と実践教育それぞれを結合させることが原則で、それぞれの対象相応の教育内容を分別実施する」(4条)という。総則で最も重要なのは「中華人民共和国の公民は皆、国防教育の権利と義務を持つ」(5条)という一項である。つまり国防教育は「義務」と規定され、国民は例外なく国防教育を受けなければならなくなった。

国防教育の実施機関としては國務院が指導を行い、中央軍委が協力することになった。地方では各レベル行政機関が地域の軍駐在機関と協力して実施する(6条)。中央レベルの国防教育活動の実施は、「国家国防教育機関」が計画、組織、指導し、県レベル以上の組織ではこれと協力して行う(7条)。組織指導は党委員会の宣伝部門が国防教育の主管部門として指導的役割を果たす。また国防教育実施の際に国家や社会への貢献が顕著な者は表彰、奨励される(11条)。国防教育日も制定する(12条)。しかし、ここで具体的日付は言及されていない。

学校の国防教育はその第2章で記される。最初の対象は学生である。「学校の国防教育は全民国防教育の基礎であり、資質教育を行う」(13条)と学校教育の重要性に触れられた。そして小学、中学課程に国防教育が組み入れられ(14条)、高校では授業と教練の並行実施(15条)が記された。

学校以外での国防教育は第3章に記された。対象は国家機関の職員(18条)はもちろん、企業(19条)社員にまでも義務化された。教官には軍区、省軍区、軍分区、県、市等の人民武装部の人員が当たること(20条)、また居住地域の「居民委員会」(都市)、「農村村民委員会」(農村)でも

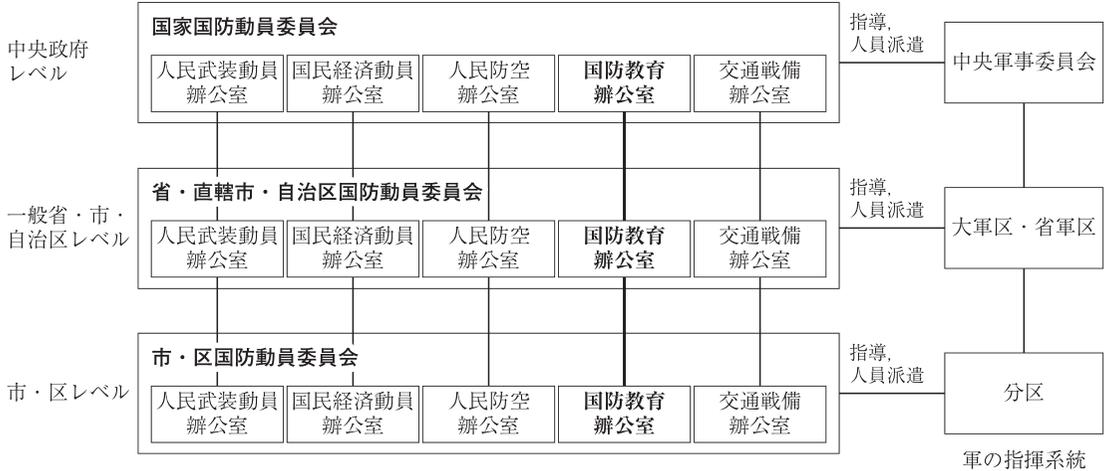
国防教育が政治思想教育、宣伝カリキュラムに組み入れられる(21条)ことになった。メディアは関係活動、知識を普及させる番組制作、報道を行わなければならない(22条)、烈士陵园、革命遺跡、博物館、記念館等では公民活動に便宜を与え、「国防教育基地」と命名された場所は小中学生に無料開放する(23条)ことになった。

第4章の「国防教育の保障」は、主として経費について(24条、25条、26条、27条)規定した。国家機関、事業単位、社会団体は活動実施の費用は自己負担となった(25条)だけでなく、組織では予算中に国防活動費支出が義務付けられた(24条)。それゆえ資金不足とならないよう広く社会組織や個人から寄付を募ることが奨励された(26条)。教育の場としての「国防教育基地」の称号を与えるための要件(28条)も定められた。更に教育指針としての「大綱」は統一したものが使われることが決められ、国の国防教育指導組織が制定することになった(30条)。

4.1.2 罰則の制定

「国防教育法」施行によって国防教育が義務化されたのとセットとして考えねばならないのは、実施を怠った場合の罰則規定である。同法制定に当たって法的責任を巡って議論が行われた際、法的責任を設定する必要はないのではないかという意見もあったが、多くの委員に否定されたという。大多数の意見では各地で行われる国防教育の展開は不均衡で、その一つの原因は国防教育の指標が柔軟すぎるためだという。法的責任が追及されないと実施があやふまされると危惧されたのである⁶⁶⁾。その点で「法律責任」が同法施行の核心部分であろう。つまり、国防教育を強制義務とすることでそれを拒否した場合の罰則を設けたのである⁶⁷⁾。「国家機関、社会団体、企業事業組織及びその他の社会組織が当法の規定に違反した場合、国防教育活動の履行を拒んだ場合、人民政府の関係部門あるいは上級機関は批判教育を行って期限を切って改めるよう叱責する」(33条)。更には「改めることを拒否し、それへの影響が劣悪な場合、その責任者に対して行政処分が行われる」(33条)と規定された。また、国防教育設備や展示品を破壊した場合、民事責任が負わされ、そうした行為が治安管理规定に違反する場合は刑事責

図 中国各行政レベルの国防動員組織における国防教育指導機構の位置づけ



(出所) 蘇志榮主編(1999)など参照の上、筆者作成。

任が追及される(35条)。同法実施に際してその資金を流用、国防教育を名目に金銭を騙し取る様な行為も同様に刑事責任が追及されうる(36条)。また、関係職員による職権濫用、公私混同への行政処分や刑事責任の追及(37条)も規定された。

4.2 国防教育の制度化：「全国防教育」への指向

国防教育推進への具体的な動きは制度化という形で顕在化した。そしてそれは現在、解放軍のイニシアチブによって制度が整えられ、徐々に実施に移されていく過程にあり、それはいくつかの側面から明らかである。

まず、国务院系統においては教育部が一つの担い手であるが、同部は直接国防教育業務を差配できない。これは管轄部門の行政レベルを見ると明白である。教育部では国防教育を担当するのは事務局「辦公庁」も含めた少なくとも24ある部局・「司」級の内の一つ、「体育・衛生と芸術・教育司」である。その名称が示すとおり、教育部の中でそれほど権限の強い部門ではない。2006年2月に開かれた「2006年の学校体育、衛生と芸術教育及び国防教育工作会議」では、各省・自治区・直轄市、新疆生産建設兵団教育局の教育部門(教育厅)の同部門の長を集めて、第10期5カ年計画期の業務総括と、第11期5カ年計画の作業について話し合われたが⁶⁰⁾、ここに軍関係者が出席することもなく、部門業務の一つとして国防教

育が位置づけられたに過ぎない。つまり、事務的作業をすることはあっても国防教育の主たる担い手として、指導権を持つ部門ではないことが判る。このように教育部等国务院系でなく、軍がイニシアチブを持つと考えてよいだろうが、それならば国防教育制度化における軍の役割について更に考察しなければならない。制度化についてはハード面とソフト面に二分できよう。

4.2.1 ハード面の整備

執行監督組織(国防教育辦公室) 中央政府レベルでは国防教育の執行・監督組織として国家国防教育辦公室が設立された。この国防教育辦公室は、国家国防動員委員会の一部である。国家国防動員委員会は1994年11月29日に党中央、国务院、中央軍委の批准により設立されたものである⁶¹⁾。

国防動員委員会の中には、人民武装動員、国民経済動員、人民防空、交通戦備、国防教育という5つの事務機構(辦公室)が設置された(図参照)。

これらのうち国防教育辦公室が国防教育についての事務を担当している。ただ事務機構は設置されているものの、アドホック的組織であり、日常業務を主管する官僚組織機構ではないようだ。そしてこの国防動員委員会及びその中の5つの事務機構は、それぞれ中央から地方政府まで少なくとも3つのレベルにわたって設置されている。中央に1つ、省・自治区・直轄市という一級地方政

府レベルで30余り、更に市レベルを含めると少なくとも数百の事務機構が設立されたことになる。そしてそれぞれ省政府、市政府の中の委員会として業務がある際には日本の省庁のような各庁を束ねることになる。しかし、財務、衛生、治安、福祉、労働、民政等の一般省庁は日常業務で煩雑であり、いつ起こるか知れぬ戦争、騒乱等国防上の危機について日頃から官僚機構としてルーティンワークを行うことは不可能である。それゆえ事務機構だけが設置され専門職員、数名から数十名が新規の工事、教育、運輸等現場の監督・管理や既存施設の管理等の作業に従事しているようだ。

この国防動員体制スキームはもともと「人民防空」の民兵動員スキームが参照されたようだが、機構再編によって国防動員辦公室として改編され、その中に国防教育辦公室も配置された。一般に省レベルであれば、全国7つの大軍区政治部主任が国防教育辦公室の主任も兼任し、大軍区司令部が置かれていない省（直轄市、遼寧、雲南、江蘇、湖北省以外）では、省軍区や分区等の政治将校が責任者となり大概、大佐（大校）レベルである。行政区のレベルが下がるほど担当将校の位も下がる。

国防教育が実際にどの程度実施されているかについては中央政府が完全に把握することは困難である。特に上部機関から下部機関まで莫大な数の組織が参画するため、それを全部、いつ、どのように実施したかという詳細を把握することはできない。そこで中央政府は全国の省・直轄市・自治区等の一級地方政府を監督し、更に下の自治体に対しては一級地方政府が視察、監査グループを派遣する等の方法を導入するよう指導して徹底化を図っている。

北朝鮮との国境を接する長白山で有名な吉林省白山市の人民代表大会は先立って「国防教育法」執行検査グループ（小組）を組織して、同法の規定通りに教育が行われているかを検査した⁽⁷⁾。2006年6月には国家国防教育辦公室、中央軍委法制局、全人大法工委法宣処のメンバーが山西省長治市の国防教育状況を視察した⁽⁸⁾。また遼寧省營口市でも中央軍委法制局、省軍区、省委宣伝部、省教育厅、省国防教育辦公室の関係者が視察している⁽⁹⁾。また遼寧省のように宣伝等の部門に「巡視員」を設置する自治体もある。

しかしながら、こうした国防教育の実施状況についての視察、調査が実態を反映しているとはいえない。これは国防教育分野に限ったことではないが、中央政府の意向が地方まで届くには時間と労力が必要であり、中央の方針や新たな政治思想、方針、原則、思想学習を地方・各部門に浸透させるのは並大抵のことではない。それゆえに中央は地方への監視・監督を強化すべく、巡視員のような検査人員を派遣するのである。ただこれは抜打ち検査ではなく、事前に通知されて、地元責任者が随行するような視察においては、大部分が実態理解というより、成果報告会になる場合が多いと思われる。

学校教育への組み込み 国防教育を制度化させるという志向⁽¹⁰⁾が如実に表れるのは学校教育現場への政府の働きにおいてであろう。学校教育の監督官庁である教育部は、学校教育カリキュラムの中に国防教育を組み込むことを推進している。

教官の育成 国防大学には国防教育専門の事務室が開設された⁽¹¹⁾。同大は1987年から中国人民大学等、北京市内の17大学において軍事教練の指導を受け持ち、軍事教練を請け負う専門組織を設立させて大学から30人余りの教官を選抜して研修を行っている。そしてこれまでに専門家を組織し『国防教育学』、『国防教育読本』等の編集を行い、15年間で20万人の大学生に軍事教練や国防知識に関する教育を実施してきた。2000年には「国防教育講師団」を組織して党政府機関や企業を対象に100回余りにわたって国防法規や軍事思想、軍事情勢、軍事技術についての講演を行った。

地方の系統的システム構築 河北省では2003年4月に国防教育年度例会が開かれた際、白克明省委書記は同省の国防教育が効果をあげた例を報告した。白書記は十数カ所の市を視察した結果、省内の国防教育の実施状況は基本的に良好であったと指摘する。

また同省の陳玉田軍区司令員は「三つの結合が重要である」と主張する⁽¹²⁾。この「三つの結合」とは「上下の結合」、「軍地の結合」、「新旧（老）の結合」である。「上下の結合」とは、地方政府各レベルの上下の組織を連携させることである。1998年に開かれた初の省委委員会と軍の合同会議、「議軍会議」において国防教育を受けた経験のあ

る省内の県・処レベル以上の幹部は60%に満たず、小・中・高・大学等の学校で国防教育の授業があるのは10%未満だったという報告がなされた。それゆえ省政府は国防教育を全省経済建設と社会発展の総合計画に組み込むことを各級幹部の責任目標とした。その後、「大中小学校で国防教育課程を開設することに関する意見」等30余りの法規や政策性文件が制定され、「全民国防教育」が「経常化」、「法制化」の軌道に乗った。その結果、98%以上の郷（鎮）以上の幹部が系統的に国防知識を学べるようになったという。

「軍地の結合」とは、地方政府と軍の連携である。「国防教育法」は地方各レベルの人民政府がその行政担当地域の国防教育工作を請け負うことになっている。その際には当地の軍機関が支援しなければならないが、過去においてはその連絡チャンネルがうまく作動しなかった。ゆえに2000年から河北省ではレベル毎に国防教育事務機関の協力のもと「国防教育軍地聯席會議」制度が設立された。これにより省・市・県・郷を結ぶネットワークが形成された。

「新旧の結合」とは新しいメディアを使い、新しいことから古いことまでを融合させることを意味する。IT、特にインターネットの活用（政策担当者側にとっても）はネット文化の普及において重要であり、政府は中央・地方を問わず、ネット活用に力を入れる。あるサイトでは「孫子の兵法」から「イラク戦争」まで解説し、2000年にサイトが立ち上げられてから延べ30万人がアクセスした。このようにサイトをはじめ、新聞、ラジオ等のメディアを使った宣伝工作が重要であるとされた。

河南省ではフレキシブルな指標の具体化、「ソフト指標」をハード化する作業が進められた。李克強省長を組長として16部局の指導幹部が参加し設立された国防教育指導小組のイニシアチブで行われた。同省ではそれ以前の1月末、洛寧県某郷のある党委書記が副県長への立候補資格を取り消された。これは国防教育実施に積極的でなく、県20カ所強の郷の中での国防知識テストで獲得点が最下位だったことがその理由とされた⁽⁶⁾。こうした事象は国防教育工作が地方各政府の業績、幹部の成績を評価・審査する際の重要基準の事項に組み入れられたことを示す。遼寧省政府は省内

レベルの機関に通達を出して、国防教育管理事務所を設置を求めた。事務所設置の他、専任の職員を置き作業関係を円滑にする、門に標識を掲げる、新聞雑誌等の資料収集、IT化した講義設備を取り入れる等の要求も出した。

法規の制定 国防教育に関して地方独自の法令、条例等の「政策性文件」が作られ、施行されるようになっている。例えば、四川省では地方法規で国防教育の義務化が更に一步詳細に規定された。2001年12月17日に四川省人民政府は常務委員会において「四川省国防教育実施辦法」を採択し、翌年2月1日から施行された。この1条では「『中華人民共和國国防教育法』等の法律、法規に基づいて、四川の実情と合わせてこの実施方法を制定する⁽⁷⁾」と記された。この「四川省の実情と合わせて」という一項は地方での融通性の留保を意図したものであろう。吉林省でも2001年7月に常務委員会が開かれ、「吉林省国防教育条例」の審議が開始された⁽⁸⁾。甘肅省では省政府、省委（党委員会）が国防教育に関する「三つの規定」文件を通達して、蘭州、白銀、定西、天水、甘南、武威、金昌、酒泉等の各市においてその実施を求めた。そして各市さらに下部の県、市、区等で「議軍會議」（軍と地方政府間の折衝）制度、「辦公室例会」（事務機構による例会）制度、国防情勢報告会制度が導入され、軍事活動日が設定された⁽⁹⁾。

予算の計上 国防教育に充てる経費の捻出についても制度化が図られている。陝西省では2002年に省の常務委員会の軍分科会が国防教育費増額を決め、毎年の予算に計上することになった。これによって延安市、西安市、宝鶏市、漢中市、榆林市等では毎年市の財政予算から5～10万元の専門予算を拠出することになった⁽¹⁰⁾。

4.2.2 ソフト面の充実化

ソフト面の充実化とは、制度に基づいて活動する際の運用や教材、資料の作成等を指す。河南省の各レベルの教育部門では国防教育を指導計画に組み込み、『国防教育読本（中小生巻）』、『青少年国防教育3年計画』（濮陽市）等を編纂した。吉林省の白山市では軍分区政治部が『国防法規匯』、『三代指導者国防建設論の摘編』、『関心支持国防建設典型人物集』、『国防教育補導資料』、『国

防知識問答』等の国防教育関連シリーズを出版した⁽⁸¹⁾。鄭州市では小中学校に国防教育専門の教師が就任した。河南省では少年軍事学校が78カ所開設され、国防教育の場所は270カ所余り設けられた。こうした状況を受けて省の教育委員は学校における国防教育の課程は厳格に実施され、高校、大学生の軍人教練の任務は円滑に完了したと指摘する⁽⁸²⁾。

復員軍人の有効活用 中国人民解放軍の兵員は約230万人とされているが、それは建国当初最多時の500万人超から削減され「スリム化」された結果である。退役軍人の処遇は政府が最も頭を痛める問題のうちのひとつで、北京市政府の民政部門支出の4分の1強が退役軍人関連であったともいわれる。政府関係部門の統計では退役軍幹部は数百万に上っており、うち30万人余りが県や処（課に相当）レベル以上の幹部となっており、4万人余りが中小、大企業幹部となっている⁽⁸³⁾。退役軍人の数だけ考慮すればそれよりも格段に多い。このように社会に散らばった退役軍人を有効活用しない手はない。江西省撫州市臨川区は人口100万人を超え、退役軍人も1万人弱であるが2001年に国防教育ビル竣工式行の際、百人以上の会社のボスとなった退役軍人達が合計33万元献金し、国防問題を題材とした絵画作品30点余りを寄贈したという。このような国防教育資金を広く寄付を募るという方法は「国防教育法」の26条が奨励する方法であり、こうした募金が広く行われるかどうか国防教育の成否に関わる重要な要素となるかもしれない。退役軍人という「資源」活用は人的資源面でも発揮されている。江西省樟樹市の人民代表大会常務委員会の王桂成副主任（退役軍人）は市人民武装部の中に退役軍人から成る「国防教育講師団」を結成して、7年半の間に様々な場所で延べ2200回に上る講演を行った⁽⁸⁴⁾。

4.3 「国防教育法」施行と更なる普及に向けて

中央政府の政策や、指導者の講話をより具体的に実施する場合、その重要な講話や議論の論点は、法規、通達という形で政策性文献として具体化、政策化される。大衆に対しては宣伝工作が施され、具体的には大衆を動員したイベント、キャンペーン等という形で行われる。

4.3.1 イベント活動

「国防教育法」が2001年4月28日に採択されてから全国各地では国防教育の実施が目指されている。同法起草辦公室の責任者によると、経費、場所、教材という3要素が教育活動の必要要素である。それゆえ今後展開される国防教育がこの3点を中心に進められるであろう。

2001年7月には「国防教育法」宣伝の活動組織委員会、評価委員会が北京に設置され、北京市を中心に全国宣伝「国防教育法」系列活動が展開された⁽⁸⁵⁾。中央軍委副主席である遲浩田国防部長が組織委員会主任として開幕の挨拶を行った。彼は国防教育法の組織的宣伝は「江総書記の『七一』講話精神を貫徹し、国防と軍隊の近代化建設を推進するのに重要な側面」であり、「『国防教育法』宣伝を貫徹することは、民の風を巻き起こし、国の魂を振り絞る、人々の責任感・使命感を掻き立て、愛国心を誘発し、報告の志を持たせ、憂国意識を植え付け、凝集力と求心力を増強し、社会主義近代化建設と精神文明建設にみな予測不可能な作用をもたらすことを推進する」と述べた。この系列活動には105の組織が参加し、うち軍と地方機関が18単位、新聞社、テレビ局が63社、省・自治区の国防教育部門24単位であった⁽⁸⁶⁾。北京で行われた式典には遲浩田のほか、中央政治局員の賈慶林・北京市市委書記や劉淇北京市市長も参加した。また市民20万人余りが参加したとされている。7月21日に行われたこの宣伝活動では市内300カ所に宣伝ブースが設置され、指導者たちは朝陽区の工人体育館の宣伝ブースでは『小中学国防教育』と題するビデオ教材（VCD）の授与式典も行われた。当日の宣伝活動では15万枚の宣伝ピラが配布され、座談会、報告会、展覧ブース、クイズ大会が延べ1700回にわたって行われた⁽⁸⁷⁾。また、9月に迎えた初めての「国防教育日」には全国各地で様々なイベントが開催されたことが報道されている。例えば雲南省においては「省都昆明から海拔4000メートル地帯の国境防衛線にわたるまで、都市から農村に至るまで内容豊富な『国防教育法』シリーズ宣伝活動が展開された」と誇張されている⁽⁸⁸⁾。新疆ウイグル自治区の党委員会宣伝部は通達を出し、各レベル宣伝部門が「国防教育法」を思想宣伝工作の重要内容として「全民の国防素質」を高め、国防建設と

2つの文明建設の発展を促進することを要求した⁹⁰⁾。この「通知」はその具体的方法として各地の組織によって講座や補講、討論会、座談会、知識コンテスト、文芸演出、写真展覧会等の多くの方法で国防教育を宣伝することを求めている。陝西省では「国防教育法」が施行されてから省委の宣伝部、省軍区政治部が共同で通達を出し、「国防教育」宣伝活動を準備するよう求めた⁹¹⁾。そして省軍区や省国防教育辦公室の指導幹部が街頭で宣伝活動を行った。各市や県でも宣伝ブースが設けられて数百万枚に上るビラがまかれたという。河南省洛陽市では毎年4月にぼたん・フェスティバルが開催されることで有名であるが、このフェスティバルでも軍の英雄模範を象った広告が掲げられた⁹²⁾。

翌2002年の国防教育日は9月21日であったが、中央宣伝部と国防動員委員会はこの日に向け早くも5月に「2002年の全国防教育日の活動を組織展開することに関する通知」を通達した。そして全国の地方自治体（省・自治区・直轄市）で準備作業が始められた⁹³⁾。北京、重慶、陝西、安徽、福建、貴州、広西等各地では街頭宣伝活動が準備され、天津、浙江等では当日に防空警報も鳴らされた。

4.3.2 「箱物」施設の建設

イベントの実施が動的だとすれば、静的にも徐々にその浸透が図られている。その一つの表れとしては「箱物」建設が挙げられる。「国防教育法」施行以前から河南省鶴壁市の「国防教育基地」のような施設が建てられてはいたが、同法の施行によってそうした傾向が加速されたことは事実である。ちなみに鶴壁市の「国防教育基地」では県の幹部や一般市民、学生に国防教育を実施してきており、地元の大学、中学、高校はここを「愛国主義教育基地」に指定した。しかし、同法の施行によって参観人数が増加し、これまで延べ6000人余りが参観したという⁹⁴⁾。新疆ウイグル自治区のウルムチ市では「国防教育訓練基地」が竣工された。この訓練基地は総面積7000平米を占める総投資額1000万元余りのプロジェクトである⁹⁵⁾。西安交通大学は26万元を投資して国防教育センターを建設し、定期的に学生が国防教育を受けられるようにした⁹⁶⁾。軍や警察等の治安維持

関係の教育センター設立も国防教育の一環であると考えられている。広東省順徳市では「党政軍警培訓中心」に対して7000万元投資されたことで「民兵訓練のロジステックにおける問題が解決された」と報道された⁹⁷⁾。

4.3.3 メディアの宣伝利用

国防教育の実施にはメディアの役割も重視されている。中央テレビ局（中央電視台）のチャンネルには軍事チャンネル（軍事頻道—チャンネル7）さえあり、国防関連報道が四六時中流されているが、これに市民が注目することはまずない。しかし、こうした軍専門チャンネルだけでなく、一般放送でも国防教育関係の内容を放送しようという動きが出てきた。

吉林省では吉林テレビが「国防視角」という番組を作り、『吉林日報』は「国防天地」というコラム欄を、ネットでは「中国吉林国防サイト」が立ち上げられた⁹⁸⁾。河南省済源市でも国防教育面での「ネット相談ステーション」のサイトを立ち上げ、2万を越えるアクセスを記録した⁹⁹⁾。

省から更に下のレベルでは、吉林省白山市において「国防教育千里を行く」活動が行われ、政府の各官庁、企業、学校、軍警察の人員5万人が参加してキャンペーン活動が行われた。地方紙『長白山日報』でも国防コラム欄が設けられ、各地の活動における「先進単位」表彰のフォロー報道をしている¹⁰⁰⁾。

このように宣伝に大衆を動員することを通じて国防教育の普及、制度的な構築が大々的に図られている事が判ろう。

4.3.4 「全国防教育大綱」の公布

2006年11月13日には「全国防教育大綱」（以下、「大綱」と略称）が、国家国防動員委員会によって公布された¹⁰¹⁾。「国防教育法」30条で定めた綱領制定が実施されたものである。2004年に起草が着手されてから2年余りかかったことになる。8章（総則、内容、国家公務員の国防教育、学生の国防教育、民兵予備役人員の国防教育、労働者・農民その他人員の国防教育、教員の重要性、附則）47条から構成され「国防教育の指導思想、基本任務、目標等が明確になった」という¹⁰²⁾。「大綱」が「国防教育法」と異なる点は、国防教

育の内容（国防の理論，知識，歴史，法規，情勢・任務，技能の6項目），具体的対象人員（国家公務員，武装警察隊員，学生，民兵，予備役人員，労働者，農民とその他の社会人）が明記されたことである。ただ，対象について国家公務員と小学生を含む学生，予備役とその他の人員と四区分したことは，一般社会の人員への措置をどうするか苦慮していることが窺われる。都市の居民委員会，農村の村民委員会に（34条），企業組織に（35条）国防教育カリキュラムの導入を求めているものの，社会での一般企業にどのように教育制度を導入させるのかについては曖昧なままである。それゆえ16条から27条までの部分を割いた学生等青少年への教育が強化されていくだろう。ただ「状況任務の変化に応じて，時に改定，改善される」という留保もつけられている⁹⁰。

5. 「国防教育法」が意味するもの ——「全民国防教育」の限界：結びに代えて

国防教育辦公室の責任者の言によると「国防教育法」は「国防法」と「教育法」の関連内容を更に一步詳細化，規範化したもの⁹¹であった。中央軍委法制局の王黎紅によると，1980年代から90年代に中国の大部分の省，自治区，直轄市等の地方政府に国防教育指導機関が相次いで設置されたが，「全民国防教育を指導する機関がなく，全国国防教育の総合発展レベル（の停滞—筆者）に影響していた⁹²」。つまり，この度の国防教育に関する一連の政策策定は，政府が国防教育徹底化に本腰を入れたことを示すものであった。

ではこの『国防法』と『教育法』の関連内容を更に一步詳細化，規範化したものとは何を意味するのか。国防部長を歴任した遲浩田は「国防教育法」施行の意義についての次のような総括する。

第1に，同法は党の三代（毛沢東，鄧小平，江沢民）にわたる指導者による国防教育の言論，國務院，中央軍委等の重要な指示を法制化したものである。第2に，同法は，各地で展開されてきた国防教育の成功例を総括し，そしてそれを基に更に一步規範化したものである。第3に，同法は改革開放や社会主義市場経済の条件の下で展開す

る国防教育の特徴や規律にあわせるために国防教育の新たな措置を提起した。例えば国防教育日の設定や募金等の方法である。このように政府（軍）指導者から制度実施の官僚まで，広く「国防教育法」の意義付けや重要性については学習，宣伝が行われ，認識が広く共有されつつあるが，それを実施する場面では様々な問題や限界を露呈している。

「国防教育法」制定により，中央政府，特に軍指導部が意図した国防法規の規範化，制度化，立法化という初期目標は目下のところ一応達成された。「国防教育法」の内容部分で言及したように国防教育を受け手と送り手両方に対して義務付けたところに同法施行の大きな意味があった。しかしながら，14条のように小中学課程からそのカリキュラムに組み入れられることについては，「教育負担の減少」に逆行する動きだという懸念⁹³も存在した。にもかかわらず学校での国防教育は素質教育にとって重要であるから行われねばならないという意見に押し切られた。

しかしながら，民衆にあまり人気のない国防教育をどのように実施させるかはまだまだ課題が山積している。解放軍にとってはかつてのような「擁軍愛民」運動のような大衆動員運動を民衆に強要することは困難であるから，国防教育を独立した分野として行うよりも，愛国主義教育の一部として実施するほうがより合理的であるように見える。「国防教育日」設定は，毛沢東時代，文化大革命時期になされたような単なる政治宣伝の一部としての大衆動員運動による政治思想の普及ではなく，より国家の枠組みに則った制度的義務，或いは役割という形での普及，浸透への具体的成果である。

しかしながらこうした政府，軍の欲求とは裏腹に国民の間では政治に対する倦怠感が生じ，経済発展と相まって経済中心主義的な「拜金主義」が高まっている。

また「全民国防教育」普及については，江沢民によって積極的に導入が試みられた国防教育制度が，胡錦濤主席にそのまま実施強化がされるか不明である。上海市で大いに宣伝された国防教育は，胡錦濤政権が発足してから，大いにその色彩が変わった。特に，2006年3月に胡錦濤が中国国民の心得として8つの荣誉と8つの恥辱という「八

栄八恥論を「社会主義栄辱観」という形で打ち出してからというもの、国防教育は愛国主義教育の一部として配慮される傾向が強まった。国防教育と愛国主義教育を同時並行で同様に重点を置いて行うことは困難であるから、前述のように国防動員体制が改編されて、これは国防教育辦公室設置等の制度化状況からも窺える。国防動員が、愛国主義教育の一環として定義付けられる可能性は小さくない。愛国主義教育については特に系統的な組織が存在せず、一方で国防教育において制度化が進められているので、その傾向が強くなっている。しかし、愛国主義教育もまたその実施要求が強い以上、両者は並行的に進められる可能性は排除できない。物質的、人的資源に限られているために両者を選択的に進むを得ない。愛国主義教育の一部が国防教育であっても両方への均等な資源投入は不可能だからである。それゆえ実施が容易であるところ、例えば学校教育のような若者への教育の現場で愛国主義教育とともに導入が進む事が考えられよう。同法の規定不履行の場合については罰則を明記しただけであり、どのように、そしてどこからの資金によってという問題についてはその解決は先送りにされた。中央政府からの財政支援について同法に書き入れられなかったことは事実上、中央政府が財政支援の法規定を否定し、地方、各組織独自の財源による活動展開を求めたことを意味する。各地方政府の財政状況が必ずしも良好でない以上、国防教育の普及活動が浸透するかどうかは疑わしい。国防教育の普及がポイント部分では加熱しているにもかかわらず全体的には寒々とした状況⁹⁹である根本的な原因が財政問題なのである。それだけに制度的「弛緩」が資金面から起こる可能性は大きい。「国防教育法」に「寄付を奨励する」と記入されたのはそうした側面を考慮したためであろう。

「国防教育法」を通じて民衆の国防意識を高める、という目標が掲げられたことはさほど奇異なことではない。ただ究極的には「国防の潜在力を高める」ことが目標とされているが¹⁰⁰、平時に国防意識を高めるような教育が果たして普及するのであろうか。国防動員体制を日常的なものとして位置づける事が可能なのか。こうした疑問への回答は政府当局や軍部が提起する「平時と戦時の結合」概念に顕著に表れる。「大戦が起こる可能

性は低い」と指導者も認識する局地紛争の時代に、全ての国民に国防の重要性を認識させる「全民国防教育」が制度的に普及するかは、前述の社会における軍への忌避趨勢を見ると極めて疑わしい。

国防教育分野の法制化推進は、共産党政権や軍がこれまでの大衆運動方式によるイデオロギーや信条を、国防教育、そしてその法制化、法律という規範化（義務化と罰則化）を通じて行おうとする方法転換と考えられよう。軍近代化（制度・装備の刷新と人員育成）とその際の人員削減、軍改革の必要性の高まりと、国防制度の再構築において国防教育を制度として位置づけることが不可欠なのである。それは制度化という軍民関係の再構築でもあったが、その軍民関係の制度化、再構築ということが本論で述べてきた「国防教育」制定と施行に如実に現れている。軍民関係の制度化、つまり法制度化、規範化は軍の最も望むところである。

しかしそれが「脱政治化」やそれまで「党の軍」と称された解放軍の「国軍化」を示すものである、と断定することはいささか早急であろう。「国軍化」はともかく「脱政治化」が起こっているかは疑問である。「国防教育法」成立のプロセスからもわかるように極めて民族主義的傾向の強い政治文化をもつ中国が自己の安全保障、防衛を強化すべく、その基本要素である国民統合、「民族凝集力」の向上を狙っている、ということは否定できない。「国防教育法」施行は、その意味でそうした国防教育に対する怠慢を改善し、国民により系統的、徹底した国防観念を植え付けようという政府の意図が反映されており、「脱政治化」というより「政治化」の強化といえる。「国防教育の社会化」や「全民国防教育の実施」というフレーズがそれを象徴している。その意味で「国防教育法」は中国のナショナリズム、民族主義的傾向を体現した法規である。

今後「法に依拠して全民国防教育を強化しよう¹⁰¹」という呼びかけはより強まることになる。国防教育の展開及びその中での「国防教育法」がどのように位置づけられ、運用されるかについては事態の推移を見守るしかない。ただ、この一連の「国防教育法」制定のプロセスや議論から鑑みて解放軍を中心に国防教育の法規的よりどころとしてこの「国防教育法」が持ち出されることは必

定であろう。わずか38カ条の法規ではあるが、少なくとも国防教育についての全国規模での法規が立法化、規範化されたという点において大きな意味がある。「2006年中国の国防」と題したいわゆる「国防白書」がいくら国防教育事業を國務院系統の指揮下に置く⁽⁸⁾と記したところで、法制定、そしてその実施という側面から軍が握るイニシアチブについて考えると、軍が権限を移譲し、國務院が国防教育事業を完全に手中に収めて監督・管理を進めていく可能性は小さい。一方、軍民関係の民の側面について、国防教育が民衆の間に根付き、社会的に定着していくか否かはまた権限とはまた別の問題であり、その成否を見るには時期尚早であろう。

[謝辞]

本稿執筆にあたり、平成18年度の早稲田大学政治学研究科採択の「魅力ある大学院教育」プロジェクトより研究助成を拝領しました。ここに付して謝意を示します。

また、本稿は、2月17日に行われた同プロジェクト最終報告会において報告したものを加筆修正したものです。報告会においてコメントを下された浅野亮先生（同志社大学）、詳細なコメントをお寄せくださった横山宏章先生（北九州市立大学）、石塚迅氏（元早稲田大学法学研究科比較法研究所、現山梨大学）をはじめ諸先生方には厚くお礼申し上げます。

[注]

- (1) 江沢民の揮毫は『国防教育大詞典』の初めのページを飾っており、この揮毫がされたのは、1992年5月。同辞典への寄書きとして贈られたものと考えられる。候樹棟・馮少武・崔輝政・米立根（1992）、扉頁参照。江沢民は89年9月末に建国40周年に際し、既に「全党全国人民は経済建設にパワーを集中させると同時に、国防建設を十分に重視して国防教育を重視強化し、全民族の国防意識を増強させよう」と述べていた。中国教育部（2004）229頁。
- (2) 全文は、以下のいくつかの文献で参照可能。中国教育部（2004）356-363頁。『全国人民代表大会常务委员会公报』（2001）343-346頁。『新法規月刊』2001年第11期、3-6頁。
- (3) その例としては、民兵等の予備役や軍事教練が挙げられよう。弓野正宏（2006）参照。
- (4) この議論の最も古典著作はハンチントンによる『軍人と国家』であろう。Samuel P. Huntington(1957)。
- (5) 一連のプロセスは、平松茂雄（1990）160-165頁参照。
- (6) 中央軍事委員会「中国人民解放军立法程序暂行条例」（1990年4月15日）。
- (7) ただそのような軍系高等教育機関も近年は普通高等

教育機関に統廃合される傾向もある。

- (8) これは総参謀部、総政治部、総後勤部の3つを指す。ちなみに現在はこれに総装備部が加わっている。総装備部の創設は、1998年4月に中央軍委によって決定された。
- (9) 張建田、殷飛『『国防動員法』広泛征求意见 我国防軍事法律体系初具規模』『解放軍報』2002年10月7日。
- (10) 中央軍委の法制局に関しては1988年6月8日に「中央軍事委員会の中央軍事委員海軍法制局成立に関する通知」によって正式に設立された。同局は副軍級と規定され、局長1人と副局長1人の15名の士官から構成され、そのほか運転手2名が配置された（中央軍委「中央軍委關於成立中央軍委法制局的通知」[1988]6号・1988年6月8日）。メンバー構成について現在は不明であるが、軍関係法規の増加状況から考えると、配置人員も拡大されていると考えられる。
- (11) 中国教育部（2004）154-161頁。
- (12) 原文中国語では「軍事訓練」であるが、軍隊内で行われる訓練も軍事訓練と呼ばれるため、ここではあえて両者を区別するため以下学生に対する訓練を「軍事教練」と呼ぶ。
- (13) 中国教育部（2004）162-166頁。
- (14) 李好明「譜写国防教育的新篇章」『中国国防報』2002年4月25日。
- (15) 艾順民・王国龍「立法、為国防教育奠基」『中国国防報』2001年5月17日。
- (16) 張志宇「国防教育法 興国之举 順乎民心」『法制日報』2001年1月4日。
- (17) こうした言説には例えば、李好明（2002）48頁。
- (18) 艾順民・王国龍、2001年5月17日、前掲記事。
- (19) 周奔「学習宣伝『国防教育法』深入開展全民国防教育」『解放軍報』2001年5月17日。
- (20) 張建田「国防教育法在憂患意識中誕生」『中国国防報』2001年6月21日。
- (21) 張志宇、前掲記事。
- (22) 王黎紅「全国防教育将有法律保障」『人民日報』2000年8月2日。
- (23) 「國務院第34次常務會議召開」『人民日報』2000年12月7日。
- (24) 遲浩田「關於『中華人民共和國国防教育法（草案）』的說明」『全国人民代表大会常务委员会公报』2001年第4期、340-350頁。
- (25) 新寧「国防教育法草案提交人大常委会審議」『解放軍報』2001年4月25日。
- (26) 徐運平「人大常委第21次會議舉行分組會」『人民日報』2001年4月27日。
- (27) 王黎紅「靠法制實現国防教育社會化」『中国民兵』2001年第1期、6-7頁。張志宇、前掲記事。
- (28) 牛俊峰「固我国防的戰略举措」『中国国防報』2001年9月6日。

- (29) 張建田, 2001年6月21日, 前掲記事。
- (30) 北京市国防教育辦公室主任の黃嘉祥(軍役職は北京成衛區政治部主任)のインタビュー記事, 李書兵・高成遠「深入開展全國民防教育」『北京日報』2001年7月22日。
- (31) 牛俊峰, 前掲記事。
- (32) 軍事科學院の王衛星副主任が紹介している。牛俊峰, 2001年9月6日, 前掲記事。
- (33) 米国では正式には「真珠湾攻撃を覚えておく国民の日」(National Pearl Harbor Remembrance Day Proclamation)と呼ばれ, 12月7日が正式に記念日として制定された。大統領は毎年この日にスピーチを行い, 日本軍による真珠湾攻撃の犠牲者に哀悼の意を示している。詳細はホワイトハウスサイト, <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/12/20031205-10.html> (2004年9月9日接続) (2004年度)。
- (34) 牛俊峰, 前掲記事。
- (35) 牛俊峰, 前掲記事。
- (36) 「全国人大常務委關於設立全國民防教育日的決定」『新華每日電訊』2001年9月1日。
- (37) 張飛天「居安思危 警鐘長鳴」『人民代表報』2001年5月3日。
- (38) これは9月18日を指し, 日本がその対象として意図されていた。
- (39) 聶元 (1930-) : 中国の国防科學技術工業分野の發展を率いてきた聶榮臻元帥の娘。1988年に女性としての初の將軍, 少將授与。国防科工委でスーパーコンピューター「銀河II」等の開發を指導。彼女の伝記は以下, 崔向華編 (1995) 37-81頁。
- (40) 張志宇, 前掲記事。
- (41) 張志宇, 前掲記事。
- (42) 張建田「新世紀國防立法奠基之作」『檢察日報』2001年6月26日。張文「為了新世紀的安寧」『人民日報』2000年8月2日等参照。
- (43) 一般民衆の間での國防意識の低下, 薄まりといった問題は軍指導部の一致した見方だといえる。こうした意見は軍の法制部門にかかわらず広く主張されているからである。例えば, 張建田, 2001年6月26日, 前掲記事。牛俊峰, 前掲記事。
- (44) 張文, 前掲記事。
- (45) 徐国添・李修遠「革命傳統教育景点緣如遭冷遇?」『中国國防報』2001年6月7日。
- (46) 中国では建築物を建てる際に地下防空壕敷設が義務付けられている。こうした防空壕等の都市民間防衛施設を「人民防空」と呼んでいる。
- (47) 調査は全国14の省・直轄市において2002年に行われ, 有効回答数は720。熊忠輝・張帆 (2003) 32-37頁。
- (48) 王黎紅, 2000年12月7日, 前掲記事。
- (49) 軍の政治思想工作の手引書とも言うべき, 軍事科學院出版の『政治工作大詞典』は次のように社会変容期における軍の政治思想工作の困難性を吐露する。「ごった煮 (中国語は「一鍋煮」とは異なる条件に対する問題や人々の異なる思想問題に対して, 同じような方法を用いて処理することを比喩した言い方。人々の文化程度 (学歴), 理論基礎は異なっており, キャパシティは必然的に異なる。人々の置かれた条件が異なるために反映する思想問題も異なる。これは思想工作者が, 必ず実際から出発し, 異なる人の異なる問題に基づいて, 異なる教育内容と方法を行うことで, 思想工作を実施することだ」王建民等 (1992) 参照。
- (50) 林勇鵬「健全國防教育的運作体系」『中国國防報』2001年11月1日。
- (51) 張文, 前掲記事。
- (52) 江沢民「國防教育應納入思想教育總体系」『解放軍報』1988年10月25日。『國防教育文獻匯編』217-219頁。
- (53) 張建田, 2001年6月21日, 前掲記事。
- (54) 対外的には上海國際平和 (「和平」) 研究所と称す。顧問16人, 高級研究員45人を擁する。全人大の李沛瑤副委員長が警護の武警隊員に殺害された事件により武装警察部隊司令官を引責辞任した巴忠炎 (1930-) 將軍がその顧問になっていることから上海警備区系統の組織であると見られる。一般に全国, 全軍規模なら「中国人民解放軍・・」とか「國家・・」という枕詞がつき, 「上海・・」というのは単に上海市に所在するだけでなく, 指揮系統も地方に属することを意味する。ただ, 徐向前, 張愛萍, 洪学智, 張震, 遲浩田, 張万年といった軍の歴代指導者たちが同研究所に揮毫していることから, 軍指導部の強い支持は得ているとみられる。同研究所は研究だけでなく, 教育にも力を注ぎ, 上海地域の國防教育への講師団の組織や, 研修実施にも力を入れ, 学士学位も出している。『国防戰略研究』という學術雑誌も刊行している。国防戰略研究所のサイト名は『全國民防教育網』である。<http://www.gf81.com.cn/index.htm> (2007年2月10日接続)。因みに同サイトでは中国を含む世界の35カ所の國防研究機構についての説明があるが, 日本での唯一の機構として「(財) 平和・安全保障研究所 (RIPS)」が取り上げられている。
- (55) 弓野正宏 (2003)。
- (56) 張文, 前掲記事。
- (57) この事件は中国の安全保障観に深刻な影響を与えた (ふりをした)。この事件は米軍及びNATO軍に対する反発を高め, 日米安保体制に対しても大きな懸念を生み, 「(NATOと日米安保という) 蟹の2つの鉗による中国封じ込め」という視点も現れた。コソボ危機が中国の安全保障観に与えた影響については弓野正宏 (2003) 45頁。何方 (2000) 4-5頁。薩本望 (1999) 2-5頁参照。
- (58) 王黎紅, 2001年6月7日, 前掲記事。このような

弓野正宏：中国「国防教育法」の制定と施行

- 聞き取り調査の具体的内容については記述がないが、「国防教育法」起草作業が具体的日程に載っていたことを考えれば、単に同法の必要性というより、具体的詳細について調査されたのであろう。
- (59) 王黎紅，2000年8月2日，前掲記事。
- (60) 「祖国を防衛し，侵略に抵抗することは中国のすべての公民の神聖な責務（傍点，筆者）である。法律に従って兵役に服し，民兵組織に参加することは中国公民の光栄ある義務である」（「中華人民共和国憲法」第55条）。
- (61) 「国防法」は次のように国民の国防義務を記す。「国家は国防教育の展開を通じ，公民に国防観念を増強させ，国防知識を掌握させ，愛国主義精神を発揚させる。また自覚的に国防義務を履行するようにする。国防教育は全社会の共同責任であることを普及させ，強化する。」（「国防法」第40条）。
- (62) 西修（2002）17-37頁。同論文には90年以降に制定された各国憲法の中で国防・兵役について求めている国についての一覧が示されている。同論34-35頁参照。
- (63) 西修（2002）31頁。
- (64) 王黎紅，2001年6月7日，前掲記事。
- (65) 鄭文「激発全民愛国熱情 自覚履行国防義務」『法制日報』2001年5月17日。
- (66) 張建田，2001年6月21日，前掲記事。
- (67) 同様な論点は中国国内に存在。2001年8月1日付『人民日報』は，ある人の談話として罰則規定を設けることを主張した，『国防教育法』は必ず法律責任の章を1つ設け，罰則程度を強めなければならない。このように『国防教育法』規定違反や義務を履行せねばならない単位と個人がそれを拒否する場合，厳粛な批判教育を行い，法に依拠して処分しなければならない」という意見を紹介している。艾順民・王国龍，2001年5月17日，前掲記事。
- (68) 教育部サイト：教育部辦公厅「關於2006年学校体育衛生與健康芸術教育和国防教育工作會議的通知」<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info18641.htm>（2007年1月30日接続），<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info18461.htm>（2007年1月30日接続）。
- (69) 国家国防動員委員会の主任は國務院總理（首相）が兼任し，副主任は國務院と中央軍委の指導者が兼任する。國務院辦公厅（事務局），解放軍總參謀部，總政治部，總後勤部，国家計画委員会，経貿委員会，公安部，財政部，建設部，鉄道部，交通部，郵電部，内貿部，衛生部，民航總局，總參謀部作戰部，動員部，總後勤部軍事交通部等の部門の責任者がメンバーである。蘇志栄主編（1999）62頁参照。
- (70) 戴明海・王勇「这里的国防教育火起来」『中国国防報』2002年9月19日。
- (71) 王慶栄「全国国防教育法執法檢查組在我市檢查指導工作」『長治日報』2006年6月7日。
- (72) 胡森「国家『国防教育法』執法檢查組來營」『營口日報』2006年6月7日。
- (73) ここで指向でなく志向と記したのは軍及び政府の欲求という心理面を描写したいためである。
- (74) 劉慶・李緒成「国防大学：高校国防教育重鎮」『光明日報』2001年9月15日。
- (75) 李見辛「與時俱進謀『結合』河北省加強国防教育質量建設」『解放軍報』2003年4月6日。
- (76) 翟耀・魏聯軍「維天下之勢 系八方安危」『中国国防報』2002年4月25日。
- (77) 四川省人民政府令「四川省国防教育實施辦法」『四川日報』2002年1月26日。
- (78) 全文は，「吉林省国防教育條例」『吉林日報』2002年8月11日。許鶴「省人大常委會舉行主任會議」『吉林日報』2001年7月12日。
- (79) 石生泰・楊太平「築起心中的長城——甘肅省全國民国防巡禮」『甘肅日報』2001年9月15日。
- (80) 省国防教育辦公室「依法開展国防教育 強化全國民国防觀念」『陝西日報』2004年4月28日。
- (81) 戴明海・王勇，前掲記事。
- (82) 翟耀・魏聯軍，前掲記事。
- (83) 周復成・張建國・王国龍「復轉軍人——国防教育的生力軍」『中国国防報』2002年5月23日。
- (84) 周復成など，前掲記事。
- (85) 遲浩田国防部長が主任，副總參謀長兼国防動員委員會秘書長錢樹根上將が常務副主任，中国科学協會副主席，党書記の張玉台と解放軍總政治部，總後勤部，總裝備部，中央軍事委員會辦公厅等の指導的幹部が副主任に任命された。趙藍田「百家新聞單位和国防教育部門聯合宣伝『国防教育法』」『中国航空報』2001年7月17日。
- (86) 謝宏「宣伝『国防教育法』增強全國民国防概念」『大衆科技報』2001年7月22日。
- (87) 張東波「北京市舉辦『国防教育法』宣伝日活動」『人民日報』2001年7月22日。
- (88) 楊統時・張万鈞「我省『全國民国防教育日』活動豐富多彩」『雲南日報』2001年9月15日。
- 89 「自治区党委宣伝部發出通知要求各單位加強『国防教育法』的學習宣伝」『新疆日報』2001年9月13日。
- (90) 省国防教育辦公室，前掲記事。
- (91) 翟耀・魏聯軍，前掲記事。
- (92) 楊連元「『9・21』全民共話国防」『工人日報』2002年9月17日。
- (93) 邵海根・王付生「抓好『国防教育法』貫徹落實推動民兵予備役健康發展」『中国国防報』2001年9月15日。
- (94) 孫興維「增強国防觀念 提高国防意識」『人民軍隊』2001年10月1日。
- (95) 省国防教育辦公室，前掲記事。
- (96) 王力曉・楊弘「一流的經濟辦一流的武裝」『戰士報』

- 2002年5月23日。
- (97) 林炎志「提高我省全民国防教育的層次和水平」『吉林日報』2001年6月7日。
- (98) 翟耀・魏聯軍, 前掲記事。
- (99) 戴明海・王勇, 前掲記事。
- (100) 全文: 国家国防動員委員会「全民国防教育大綱」『中国民兵』2006年第12期, 4-7頁参照。
- (101) 王東明「『全民国防教育大綱』公布施行」新華社配信記事と思われる『中国改革報』2006年12月7日。
- (102) 王東明, 前掲記事。
- (103) 周奔, 前掲記事。
- (104) 王黎紅, 2000年8月2日, 前掲記事。
- (105) 王黎紅, 2000年8月2日, 前掲記事。
- (106) 中国語では「点熱面冷」。こうした現象は国防教育にのみ当てはまる訳ではない。中央-地方政府間での様々な命令, 通知等による指示実行に必ずつきまとう問題である。「上に政策あれば下に対策あり」という言い古された言葉はそうした状況の慣習的存在を示唆する。
- (107) 呂国英「実現国防潜力的整体躍昇」『中国国防報』2003年3月20日。
- (108) 例えば, 張晋江・田增軍・崔偉「依法普及和加強全民国防教育」『西安日報』2001年8月8日。
- (109) 中国国防部「2006年中国国防」(国防白書) http://news.xinhuanet.com/politics/2006-12/29/content_5546076_2.htm 新華網 (2007年4月3日接続)。

[参考文献]

書籍

- 何方 (2000) 『論和平與發展時代』世界知識出版社。
- 平松茂雄 (1990) 『続・鄧小平の軍事改革』勁草書房。
- 候樹棟・馮少武・崔輝政・米立根 (1992) 『国防教育大詞典』軍事科学出版社。
- 崔向華編 (1995) 『中国女將軍』解放軍文芸出版社。
- 蘇志榮主編 (1999) 『国防体制教程』軍事科学出版社。
- 王建民等 (1992) 『政治工作大詞典』軍事科学出版社。
- 弓野正宏 (2003) 『冷戦後日米中3ヶ国の安全保障を巡る戦略関係の変遷』(北京大学大学院国際関係学院提出修士論文) [中文]。
- 弓野正宏 (2006) 「中国における ROTC 制度の形成」『早稲田政治公法研究』81号 81-117頁。
- 中国教育部国防教育辦公室編 (2004) 『学校国防教育文献匯編』軍事誼文出版社。
- Samuel P. Huntington (1957) *Soldier and the State—The Theory and Politics of Civil-Military Relations*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

論文

- 李好明 (2002) 「筑起我們心中的長城」『国防』第3期。
- 西修 (2002) 「1990年以降に制定された諸国憲法の動向」『駒沢法学』第1巻第1号。
- 薩本望 (1999) 「巴爾干戰火对國際局勢冲擊」『世界形勢研究』6月23日第24期 (総621期)。
- 熊忠輝・張帆 (2003) 「我国青少年学生国防教育基本狀況調查」『青年研究』第7期。